

沖縄工業高等専門学校キャリア教育センター規則

〔平成26年4月16日〕
規則第13号
改正 平成27年2月18日
規則第7号
平成28年3月29日
規則第13号

(設置)

第1条 この規則は、沖縄工業高等専門学校学則（平成16年学則第1号）第11条の3第2項の規定に基づき、沖縄工業高等専門学校キャリア教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、沖縄工業高等専門学校（以下「本校」という。）学生のキャリア教育並びに学生及び卒業生（以下「学生等」という。）の進学・就職活動を支援することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生のキャリア教育に関すること。
- (2) 学生等の進路相談に関すること。
- (3) 学生等の進学及び就職支援に関すること。
- (4) 学生のインターンシップに関すること。
- (5) キャリア教育、進学及び就職について各学科間の連絡調整に関すること。
- (6) キャリア教育についての教員研修等に関すること。
- (7) その他学生のキャリア教育に関すること。

(組織)

第4条 センターに、センター長、センター職員を置く。また、副センター長を置くことができる。

(センター長)

第5条 センター長は、校長の命を受け、センターの管理運営に関する業務を総括する。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター職員の中からセンター長が指名する。

- 2 副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 副センター長は、センター長の職務を補佐し、センター長に事故があるときはその職務を代行する。

(センター職員)

第7条 センター職員は、センター長が推薦し、校長が任命する。

- 2 センター職員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 センター職員は、センター長の命を受け、第3条に掲げるセンターに関する業務に従事する。

(キャリアアドバイザー)

第8条 センターに、学生等のキャリア教育及び進路に関することを支援するため、キャリアアドバイザーを置くことができる。

2 キャリアアドバイザーは、センター長の推薦に基づき、校長が任命する。

3 キャリアアドバイザーの任期は1年以内とし、再任を妨げない。

(センター会議)

第9条 センターに、センターの運営に関する事項を審議するため、センター会議（以下「会議」という。）を置く。

(会議組織)

第10条 会議は、第4条に掲げる職員をもって組織する。

2 議長は、センター長をもって充てる。

(審議事項)

第11条 会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) センターの運営方針に関する事

(2) センターの事業計画に関する事

(3) センターの事業活動に関する事

(4) センターの予算に関する事

(5) その他センターの運営に関する事

(報告)

第12条 議長は、会議での審議結果を校長に報告するものとする。

(事務)

第13条 センターに関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

2 沖縄工業高等専門学校キャリア支援室規程（平成23年規程第4号）は、廃止する。

附 則（平27.2.18規則第7号）

この規則は、平成27年2月18日から施行する。

附 則（平28.3.29規則第13号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 沖縄工業高等専門学校キャリア教育センター運営委員会規程（平成26年 規程第11号）は廃止する。